



福産医発第 12 号
平成21年 5月 8日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
福岡県産業医学協議会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

日本医師会認定産業医制度実施に当たっての留意事項
ーその23ーの送付について

日本医師会認定産業医制度実施要領の改定につきましては、平成21年5月8日付福産医発第11号にてご連絡いたしました。今般、留意事項ーその23ー並びに本改定に係る新旧対照表について、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、本件についてご了解いただきますようお願いいたします。

なお、

- 1) 実施要領は平成21年4月1日より施行されております。
- 2) 詳細につきましては、平成21年5月8日付福産医発第13号にてご連絡いたしておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

産業保健担当理事 毛利康茂
会長 丸山 泉

(地Ⅱ10)

平成21年4月10日

都道府県医師会

産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事

今 村 聡

日本医師会認定産業医制度実施に当たっての留意事項

－その23－

認定産業医制度の充実、推進について種々ご協力をいただき感謝いたします。

さて、平成21年4月10日付日医発第30号(地Ⅱ8)をもってお知らせいたしましたとおり、改正労働安全衛生規則の施行に伴い、別添1のとおり日本医師会認定産業医制度実施要領を改定いたしました。

つきましては、本実施要領の主な改定内容は下記のとおりですので、貴職の特段のご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

ご参考までに新旧対照表(別添2)を同封させていただきます。

なお、本実施要領は平成21年4月1日より施行いたします。産業医学基礎研修の申請等ならびに新様式の適用につきましては、平成21年度第1回申請(平成21年5月5日締切)からとさせていただきます。

記

1. 日本医師会認定産業医の新規ならびに更新の申請

日本医師会認定産業医の申請につきましては、これまで都道府県医師会長が推薦する医師となっておりますが、都道府県医師会を通じて申請された医師といたしました。従来どおり、医師会員以外の医師からの日本医師会認定産業医申請につきまして、ご高配いただきますようよろしくお願いいたします。

2. 日本医師会認定産業医制度基礎研修の実施

基礎研修の実施につきましては、日本医師会が国からの指定を受けることとなりましたが、従来どおり都道府県医師会にも基礎研修会を実施していただくため、日本医師会から産業医研修の業務を委託する方式に改定いたしました。これにより、日本医師会と都道府県医師会との間で、実施要領に基づく研修実施の業務委託契約を締結していただくこととなりました。なお、産業医研修会の計画、申請、実施については、従来どおりとなります。また、貴会関係郡市区医師会等と共同(共催)して、産業医学基礎研修を実施することは可能です。ただし、実施要領ならびに「日本医師会認定産業医制度実施に当たっての留意事項－その20－」に基づき適正に実施していただきますようお願いいたします。

願いいたします。

3. 日本医師会認定産業医制度基礎研修会の収支の報告

労働安全衛生規則の改正により、日本医師会は厚生労働大臣に対して実施した基礎研修会について、研修事業の収支合計の報告も義務付けられました。これに対応するため、委託した基礎研修会の収支の合計を把握することとなり、日本医師会認定産業医制度産業医学研修会報告書（様式5）に収支の合計のみを記入する欄を設けました。なお、報告にあたっては、必要事項を記入した日本医師会認定産業医制度産業医学研修会報告書に抄録等（抄録がない場合、研修に使用したパワーポイント等研修内容がわかるもの）を添付のうえ、研修会終了後2ヶ月以内に提出していただきますようお願いいたします。

なお、平成20年度中に指定された研修会のうち、平成21年4月1日以降開催される研修会につきましては、全て収支の報告が必要となります。当該研修会につきましては、旧様式に収支を記載してご報告いただきますようお願いいたします。

また、平成21年度第1回申請（平成21年5月5日締切）時に、新様式への対応が困難な場合は旧様式でご申請下さい。その場合は、旧様式に収支を記載してご報告いただきますようお願いいたします。

4. 産業医学基礎研修50単位修了後の申請期間

留意事項として通知していた産業医学基礎研修50単位修了後の申請期間について、実施要領に加えました。

5. 関係書類の保存

研修に関する帳簿および書類の保存は、当該事業年度終了後5年間といたしましたので、都道府県医師会におかれましても同様の対応をお願いいたします。

6. 産業医学研修カリキュラム

研修会の質の向上を図るため、カリキュラム策定要領に講師の要件として「研修及び実習を適切に行うために必要な能力を有する講師」を加えました。

7. 実地研修ガイドライン

実地研修のより一層の充実を図るため、留意事項として通知していた「認定産業医制度に基づく実地研修ガイドライン」（平成13年10月4日）を実施要領に加えました。

8. 手続きに用いる諸様式ならびに産業医の手引きの変更について

実施要領の改定に伴い、手続きに用いる諸様式の一部ならびに産業医の手引きにつきましても、改定いたしました。なお、様式1につきましては、9月申請分からご使用下さい。また、新様式への対応が困難な場合は旧様式でご申請下さい。

産業医の手引き、様式1、様式2、様式7につきましては、4月下旬頃、各都道府県

医師会に送付いたしますので、必要部数を別添 3 により地域医療第二課（FAX 03-3946-5786）まで、ご連絡下さい。

様式 1：日本医師会認定産業医新規申請書

平成 20 年 4 月の医療機関の標榜診療科名の見直しに対応し、診療科目の欄を見直しました。旧様式による申請者のなかで、新しい診療科目で申請を希望される場合、旧様式の診療科目のその他の欄に新しい診療科目をご記入下さい。本会で新しい診療科目で登録いたします。

様式 2：日本医師会認定産業医（新規）申請者一覧表

留意事項として通知していた様式を実施要領に加え、一部字句の修正をしました。

様式 3：認定証

変更はありません。

様式 4：認定証再発行願い

留意事項として通知していた様式を実施要領に加え、一部字句の修正をしました。これまでと同様、紛失等の理由による再発行には、再発行手数料 1,000 円が必要となります。再発行願いに手数料を添えて、日本医師会に送付して下さい。なお、改姓による再発行につきましては、無料で行っております。

様式 5：日本医師会認定産業医制度産業医学研修会申請書・報告書

基礎研修会について、収支の報告を求めることになったため、収支の記入欄を設けました。ただし、生涯研修の単位のみがとれる研修会につきましては、報告時に収支を記入していただく必要はありません。

様式 6：日本医師会認定産業医更新申請書

平成 20 年 4 月の医療機関の標榜診療科名の見直しに対応し、診療科目の欄を見直しました。平成 21 年 9 月発送予定の有効期限が平成 22 年 1 月 24 日、1 月 30 日の認定産業医の更新申請書より新様式を使用します。再発行につきましても、9 月以降は新様式で作成いたします。旧様式による申請者のなかで、新しい診療科目で申請を希望される場合の対応は、新規と同様となります。

また、現行の更新申請書では、審査終了後（5 年後）の有効期限を印字していますが、平成 21 年 4 月 20 日より更新申請書における有効期限の印字を、現在の有効期限を印字する方法に変更いたします。しばらくは、有効期限の印字方法が異なる申請書が混在することとなりますが、申請者への説明等により誤りがないよう適切に対応していただきますようお願いいたします。

様式 7：日本医師会認定産業医（更新）申請者一覧表

留意事項として通知していた様式を実施要領に加え、一部字句の修正をしました。

様式 8：実地研修添付文書

留意事項として通知していた様式を実施要領に加えましたが、内容に変更はありません。

日本医師会認定産業医制度実施要領新旧対照表

改定	現行
I. 目 的 日本医師会認定産業医制度は、産業医の資質向上と地域保健活動の一環である産業医活動の振興を図ることを目的とする。	I. 目 的 日本医師会認定産業医制度は、産業医の資質向上と地域保健活動の一環である産業医活動の振興を図ることを目的とする。
II. 運営組織 日本医師会認定産業医（以下、「認定産業医」という。）の認定審査等、本制度の円滑な運営を図るため、日本医師会に認定産業医制度運営委員会を設ける。	II. 運営組織 日本医師会認定産業医（以下、「認定産業医」という。）の認定審査等、本制度の円滑な運営を図るため、日本医師会に認定産業医制度運営委員会を設ける。
	III. 制度発足 <u>本制度は平成2年度より施行する。</u>
III. 認定および登録 1. 認 定 日本医師会長は、所定のカリキュラムに基づく産業医学基礎研修（以下、「基礎研修」という。）50単位を修了した医師、またはそれと同等以上の研修を修了したと認められる医師が認定産業医の称号を申請した場合には、審査の結果に基づきこれを付与する。	IV. 認定および登録 1. 認 定 日本医師会長は、所定のカリキュラムに基づく産業医学基礎研修（以下、「基礎研修」という。）50単位を修了した医師、またはそれと同等以上の研修を修了したと認められる医師（<u>都道府県医師会長の推薦する医師</u>）が認定産業医の称号を申請した場合には、審査の結果に基づきこれを付与する。

2. 申請手続き

認定産業医の称号を希望する医師は、次に定める書類に審査・登録料を添えて所属（非会員は勤務地）の都道府県医師会に提出する。なお、基礎研修 50 単位以上を修了したものは、基礎研修最終受講日から 5 年以内に 1 回限り申請できるものとする。

- ① 認定産業医新規申請書（別紙様式 1）
- ② 医師免許証（写）（但し、非会員のみ）
- ③ 研修記録（産業医学研修手帳（Ⅰ）、または基礎研修と同等以上のカリキュラムを修了したことを証明する書類等）

3. 審査および認定証交付

都道府県医師会長は、認定産業医新規申請書の提出を受けた場合には、申請者の基礎研修受講状況、産業医活動の状況等を個別に審査した上で、申請書および認定産業医（新規）申請者一覧表（別紙様式 2）を、別に定める日までに日本医師会長に提出する。

日本医師会長は、都道府県医師会を通じて申請された医師について、認定産業医制度運営委員会および（常任）理事会の議を経て認定し、認定証（別紙様式 3）を交付する。

認定証の再発行は、認定証再発行願い（別紙様式 4）により、都道府県医師会を通じて行う。

2. 申請手続き

認定産業医の称号を希望する医師は、次に定める書類に審査・登録料を添えて所属（非会員は勤務地）の都道府県医師会に提出する。

- ① 認定産業医新規申請書（別紙様式 1）
- ② 医師免許証（写）（但し、非会員のみ）
- ③ 研修記録（産業医学研修手帳、または基礎研修と同等以上のカリキュラムを修了したことを証明する書類等）

3. 審査および認定証交付

都道府県医師会長は、認定産業医新規申請書の提出を受けた場合には、申請者の基礎研修受講状況、産業医活動の状況等を個別に審査した上で、申請書および認定産業医被推薦者一覧表を、別に定める日までに日本医師会長に提出する。

日本医師会長は、都道府県医師会長から推薦された医師について、認定産業医制度運営委員会および（常任）理事会の議を経て認定し、認定証（別紙様式 2）を交付する。

4. 登 録 日本医師会は、認定産業医登録台帳に認定証被交付者名等を登録し、台帳を保存する。 認定産業医としての登録有効期間は5年とする。 認定産業医として登録された者は、住所等登録事項に変更を生じたときは、すみやかに都道府県医師会を通じて、日本医師会に届け出なければならない。認定産業医が死亡、または転出した場合には、都道府県医師会は日本医師会に通知しなければならない。	4. 登 録 日本医師会は、認定産業医登録台帳に認定証被交付者名等を登録する。 認定産業医としての登録有効期間は5年とする。 認定産業医として登録された者は、住所等登録事項に変更を生じたときは、すみやかに都道府県医師会を通じて、日本医師会に届け出なければならない。認定産業医が死亡、または転出した場合には、都道府県医師会は日本医師会に通知しなければならない。
IV. 基礎研修会 1. 趣 旨 認定産業医の養成を目的として基礎研修会を設ける。 2. 研修内容 基礎研修は別掲のカリキュラムに基づき、前期研修14単位以上、実地研修10単位以上、後期研修26単位以上の研修をもって修了とする。 このうち前期研修はカリキュラムに定める項目別単位数（総論2単位、健康管理2単位、メンタルヘルス対策1単位、健康保持増進1単位、作業環境管理2単位、作業管理2単位、有害業務管理2単位、産業医活動の実際2単位）を研修しな	V. 基礎研修会 1. 趣 旨 認定産業医の養成を目的として基礎研修会を設ける。 2. 研修内容 基礎研修は別掲のカリキュラムに基づき、前期研修14単位以上、実地研修10単位以上、後期研修26単位以上の研修をもって修了とする。 このうち前期研修はカリキュラムに定める項目別単位数（総論2単位、健康管理2単位、メンタルヘルス対策1単位、健康保持増進1単位、作業環境管理2単位、作業管理2単位、有害業務管理2単位、産業医活動の実際2単位）を研修しな

けれどもならないが、実地研修、後期研修は必要な内容を選択して研修することができる。

3. 実 施

基礎研修会は日本医師会が実施する。ただし日本医師会は、基礎研修会の実施を都道府県医師会に委託することができる。委託にあたっては、別に定める「日本医師会認定産業医制度基礎研修事業委託契約書」を作成し、契約を締結するものとする。

日本医師会ならびに都道府県医師会は、基礎研修会の日時、場所等の必要事項について機関誌等を通じて会員等に周知する。

4. 指定申請

委託を受けた都道府県医師会が、基礎研修会を実施する場合は、日本医師会が示す標準カリキュラムならびに実地研修ガイドラインを参考として、地域の特性を加味した研修カリキュラムを作成し、必要事項（研修会の日程、会場、時間、カリキュラム、講師、単位数、受講人数、受講資格、受講料等）を記載した「日本医師会認定産業医制度産業医学研修会申請書」（別紙様式5）を事前に日本医師会長に提出し、基礎研修会の指定を受ける。指定を受けた研修を中止する場合は、事前に日本医師会長に報告する。

けれどもならないが、実地研修、後期研修は必要な内容を選択して研修することができる。

3. 開 催

基礎研修会は日本医師会ならびに都道府県医師会（複数の都道府県医師会で実施する場合も含む）において実施する。

日本医師会ならびに実施主体者（都道府県医師会等）は、基礎研修会の日時、場所等の必要事項を機関誌等を通じて会員等に周知する。

4. 指定申請

基礎研修会の実施主体者は、日本医師会が示す標準カリキュラムを参考として、地域の特性を加味した研修カリキュラムを作成し、毎年、必要事項（研修会の日程、会場、時間、カリキュラム、講師、単位数、受講人数、受講資格、受講料等）を記載した「日本医師会認定産業医制度産業医学研修会申請書」（別紙様式3）を事前に日本医師会長に提出し、基礎研修会の指定を受ける。

5. 研修記録 日本医師会は<u>都道府県医師会</u>を通じて「産業医学研修手帳（Ⅰ）」を受講者に交付し、<u>基礎研修会の実施主体者</u>は、受講単位修得の証明を行う。 日本医師会の指定した基礎研修会は、全国いずれで<u>受講しても受講単位を証明できるものとする。</u> 6. 報 告 <u>都道府県医師会</u>は、研修会終了後<u>2ヶ月以内に、収支、修了者数等必要事項を記載した「日本医師会認定産業医制度産業医学研修会報告書」（別紙様式5）に抄録等添付のうえ、日本医師会長に報告する。</u> 7. 関係書類の保存 <u>研修に関する帳簿および書類の保存は、当該事業年度終了後5年間とする。</u>	5. 研修記録 日本医師会は<u>実施主体者</u>を通じて「産業医学研修手帳」を受講者に交付し、実施主体者は受講単位修得の証明を行う。 日本医師会の指定した基礎研修会は、全国いずれの<u>実施主体のものでも受講単位を証明できるものとする。</u> 6. 報 告 <u>基礎研修会の実施主体者</u>は、研修会終了後、必要事項を記載した「日本医師会認定産業医制度産業医学研修会報告書」（別紙様式3）により<u>都道府県医師会を通じて日本医師会長に報告する。</u>
V. 更 新 1. 趣 旨 本制度が将来一層活用されるためには産業保健の動向や法律改正等の社会情勢の変化に関する最新知識の修得等、認定	VI. 更 新 1. 趣 旨 本制度が将来一層活用されるためには産業保健の動向や法律改正等の社会情勢の変化に関する最新知識の修得等、認定

産業医が生涯を通じて資質の維持向上に努めることがきわめて重要である。

この趣旨により、本実施要領に基づく認定産業医の登録有効期間は5年とし、認定を受け登録した日から5年ごとに認定証の更新を受けることとする。

なお、更新には認定証の有効期間内に所定のカリキュラムに基づく産業医学生涯研修（以下、「生涯研修」という。）20単位以上（更新研修1単位以上、実地研修1単位以上、専門研修1単位以上の合計20単位以上）の研修が必要である。

2. 申請手続き

認定産業医の更新を希望する医師は、次に定める書類に審査・登録料を添えて所属（非会員は勤務地）の都道府県医師会に提出する。

- ① 認定産業医更新申請書（別紙様式6）
- ② 研修記録（産業医学研修手帳（Ⅱ）、または生涯研修と同等以上のカリキュラムを修了したことを証明する書類等）

3. 審査および認定証交付

都道府県医師会長は、認定産業医から認定産業医更新申請書の提出を受けた場合には、申請者の生涯研修受講状況、産業医活動の状況等を審査した上で、申請書および認定産業医（更新）申請者一覧表（別紙様式7）を、別に定める日まで

産業医が生涯研修を通じて資質の維持向上に努めることがきわめて重要である。

この趣旨により、本実施要領に基づく認定産業医の登録有効期間は5年とし、認定を受け登録した日から5年ごとに認定証の更新を受けることとする。

なお、更新には所定のカリキュラムに基づく産業医学生涯研修（以下、「生涯研修」という。）20単位以上（更新研修1単位以上、実地研修1単位以上、専門研修1単位以上の合計20単位以上）の研修が必要である。

2. 申請手続き

認定産業医の更新を希望する医師は、次に定める書類に審査・登録料を添えて所属（非会員は勤務地）の都道府県医師会に提出する。

- ① 認定産業医更新申請書（別紙様式4）
- ② 研修記録（産業医学研修手帳、または生涯研修と同等以上のカリキュラムを修了したことを証明する書類等）

3. 審査および認定証交付

都道府県医師会長は、認定産業医から認定産業医更新申請書の提出を受けた場合には、申請者の生涯研修受講状況、産業医活動の状況等を審査した上で、申請書および認定産業医（更新）被推薦者一覧表を、別に定める日までに日本医師会

に日本医師会長に提出する。 日本医師会長は、都道府県医師会を通じて申請された医師について、認定産業医制度運営委員会および（常任）理事会の議を経て更新を認定し、認定証（別紙様式3）を交付する。 <u>認定証の再発行は、認定証再発行願い（別紙様式4）により、都道府県医師会を通じて行う。</u> 4. 登 録 日本医師会は、認定産業医登録台帳に認定証被交付者名等を登録し、台帳を保存する。 5. 更新申請に関わる事務手続きの猶予 更新申請に関わる事務手続きの猶予期間は6か月とする。	長に提出する。 日本医師会長は、都道府県医師会長から推薦された医師について、認定産業医制度運営委員会および（常任）理事会の議を経て更新を認定し、認定証（別紙様式2）を交付する。 4. 登 録 日本医師会は、認定産業医登録台帳に認定証被交付者名等を登録する。 5. 更新手続きの猶予 更新の<u>手続き</u>に関する猶予期間は6か月とする。
Ⅵ. 生涯研修会 1. 趣 旨 認定産業医の生涯研修を目的として生涯研修会を開催する。 2. 研修内容 生涯研修は別掲のカリキュラムに基づき、<u>認定証有効期間</u>の5年間に更新研修1単位以上、実地研修1単位以上、専門研修1単位以上の合計20単位以上の研修をもって修了とす	Ⅶ. 生涯研修会 1. 趣 旨 認定産業医の生涯研修を目的として生涯研修会を開催する。 2. 研修内容 生涯研修は別掲のカリキュラムに基づき、5年間に更新研修1単位以上、実地研修1単位以上、専門研修1単位以上の合計20単位以上の研修をもって修了とする。

る。

3. 開催

日本医師会は、認定産業医の生涯研修のために産業医学講習会を開催する。日本医師会が指定した都道府県医師会（複数の都道府県医師会が合同で実施する場合も含む）ならびに教育機関等による研修会も同様の扱いとする。

日本医師会は、都道府県医師会を通じて産業医学講習会の開催を通知する。なお、日本医師会指定の生涯研修会については、日本医師会ならびに実施主体者が生涯研修会の日時、場所等の必要事項について機関誌等を通じて会員等に周知する。

4. 指定申請

生涯研修会を都道府県医師会等で実施する場合、その実施主体者（都道府県医師会・教育機関等）は、実施にあたって、必要事項（研修会の日程、会場、時間、カリキュラム、講師、単位数、受講人数、受講資格、受講料等）を記載した「日本医師会認定産業医制度産業医学研修会申請書」（別紙様式5）を事前に日本医師会長に提出し、生涯研修会の指定を受ける。指定を受けた研修会を中止する場合は、事前に日本医師会長に報告する。

なお、教育機関等の申請については、研修会開催場所の都

3. 開催

日本医師会は、認定産業医の生涯研修のために産業医学講習会を開催する。日本医師会が指定した都道府県医師会（複数の都道府県医師会が合同で実施する場合も含む）・教育機関等による研修会も同様の扱いとする。

日本医師会は、都道府県医師会を通じて産業医学講習会の開催を通知する。なお、日本医師会指定の生涯研修会については、日本医師会ならびに実施主体者が生涯研修会の日時、場所等の必要事項を機関誌等を通じて会員等に周知する。

4. 指定申請

生涯研修会を都道府県医師会等で実施する場合、その実施主体者（都道府県医師会・教育機関等）は、実施にあたって、必要事項（研修会の日程、会場、時間、カリキュラム、講師、単位数、受講人数、受講資格、受講料等）を記載した「日本医師会認定産業医制度産業医学研修会申請書」（別紙様式3）を事前に日本医師会長に提出し、生涯研修会の指定を受ける。

なお、教育機関等の申請については、所在地の都道府県医

道府県医師会を通じて行う。 5. 研修記録 日本医師会は<u>都道府県医師会</u>を通じて「産業医学研修手帳（Ⅱ）」を<u>認定産業医</u>に交付し、実施主体者は受講単位修得の証明を行う。 日本医師会の指定した基礎研修会は、全国いずれで<u>受講しても受講単位を証明できるものとする。</u> 6. 報 告 生涯研修会の実施主体者は、研修会終了後<u>2ヶ月以内に、修了者数等必要事項を記載した「日本医師会認定産業医制度産業医学研修会報告書」（別紙様式5）に抄録等添付のうえ、</u>都道府県医師会を通じて日本医師会長に報告する。 7. 関係書類の保存 <u>研修に関する帳簿および書類の保存は、当該事業年度終了後5年間とする。</u>	師会を通じて行う。 5. 研修記録 日本医師会は<u>実施主体者</u>を通じて「産業医学研修手帳」を<u>受講者</u>に交付し、実施主体者は受講単位修得の証明を行う。 日本医師会の指定した生涯研修会は、全国いずれの<u>実施主体のものでも受講単位を証明できるものとする。</u> 6. 報 告 生涯研修会の実施主体者は、研修会終了後、必要事項を記載した「日本医師会認定産業医制度産業医学研修会報告書」（別紙様式3）により<u>都道府県医師会</u>を通じて日本医師会長に報告する。
Ⅶ. 称号（認定）の喪失および取り消し 1. 称号（認定）の喪失 認定産業医は次の理由により、その称号（認定）を喪失す	Ⅷ. 称号（認定）の喪失および取り消し 1. 称号（認定）の喪失 認定産業医は次の理由により、その称号（認定）を喪失す

る。

- ① 認定産業医の更新を受けないとき
- ② 認定産業医を辞退したとき
- ③ 死亡したとき
- ④ 医師の資格を失ったとき

2. 称号（認定）の取り消し

日本医師会長は、認定産業医としてふさわしくない行為のあった医師に対して、認定産業医制度運営委員会および（常任）理事会の議を経て称号（認定）を取り消すことができる。

附則

平成2年4月施行

平成9年4月改定

平成11年2月改定

平成20年3月改定

平成21年3月改定

る。

- ① 認定産業医の更新を受けないとき
- ② 認定産業医を辞退したとき
- ③ 死亡したとき
- ④ 医師の資格を失ったとき

2. 称号（認定）の取り消し

日本医師会長は、認定産業医としてふさわしくない行為のあった医師に対して、認定産業医制度運営委員会および（常任）理事会の議を経て称号（認定）を取り消すことができる。

産業医学研修カリキュラム

I. 研修カリキュラムの策定要領

研修会の実施主体者となる都道府県医師会等は、標準研修カリキュラムのなかから、研修の種類、項目、認定単位数等を、適宜、組み合わせて研修カリキュラムを策定する。また、基礎研修（後期研修・実地研修）、生涯研修（更新研修・実地研修・専門研修）では、ここに例示していない項目・内容であっても、適切なテーマ（例）のように産業医学に関係するテーマであれば研修カリキュラムに加えてもよい。

なお、講師の要件は、研修及び実習を適切に行うために、必要な能力を有する講師とする。

A 基礎研修カリキュラム

日本医師会認定産業医の資格取得に必要な基礎研修課程は、1. 前期研修、2. 実地研修、3. 後期研修の3つからなる。研修会の実施主体者は、地域の特性を考慮し、研修カリキュラムの種類、項目、修得単位数等を策定する。

1. 前期研修

前期研修は、産業医活動を実際に行うための必要な基本的知識を学ぶ入門的な研修であるので、研修カリキュラムの項目・内容について網羅的に研修することが必要である。

産業医学研修カリキュラム

I. 研修カリキュラムの策定要領

研修会の実施主体者となる都道府県医師会等は、標準研修カリキュラムのなかから、研修の種類、項目、認定単位数等を、適宜、組み合わせて研修カリキュラムを策定する。また、基礎研修（後期研修・実地研修）、生涯研修（更新研修・実地研修・専門研修）では、ここに例示していない項目・内容であっても、適切なテーマ（例）のように産業医学に関係するテーマであれば研修カリキュラムに加えてもよい。

A 基礎研修カリキュラム

日本医師会の「認定産業医」の資格取得に必要な基礎研修課程は、1. 前期研修、2. 実地研修、3. 後期研修の3つからなる。研修会の実施主体者は、地域の特性を考慮し、研修カリキュラムの種類、項目、修得単位数等を策定する。

1. 前期研修

前期研修は、産業医活動を実際に行うための必要な基本的知識を学ぶ入門的な研修であるので、研修カリキュラムの項目・内容について網羅的に研修することが必要である。

項目ごとの研修は、総論 2 単位、健康管理 2 単位、メンタルヘルス対策 1 単位、健康保持増進 1 単位、作業環境管理 2 単位、作業管理 2 単位、有害業務管理 2 単位、産業医活動の実際 2 単位の合計 14 単位の研修カリキュラムを策定する。産業医活動の実際については、視聴覚資料を教材として活用するとよい。なお、前期研修は、産業医活動を実際に行うために必要な基本的知識を学ぶ入門的な研修であるので、生涯研修と合同で開催することはできない。

2. 実地研修

研修会の実施主体者は、実習、見学の場所の確保に留意するとともに、「実地研修ガイドライン」に沿って企画運営し、実技実習が効率的かつ効果的に行われるよう配慮する必要がある。特に、職場巡視については、事業場の理解を得て実際に集団で職場巡視するとともに、事後の集団討論を介して、問題点の指摘、改善方策の策定等の実務について体験をさせるようカリキュラムを策定する。基礎研修（実地研修）と生涯研修（実地研修）と合同した研修会を開催してもよい。（合計 10 単位以上）

項目ごとの研修は、総論 2 単位、健康管理 2 単位、メンタルヘルス対策 1 単位、健康保持増進 1 単位、作業環境管理 2 単位、作業管理 2 単位、有害業務管理 2 単位、産業医活動の実際 2 単位の合計 14 単位の研修カリキュラムを策定する。産業医活動の実際については、視聴覚資料を教材として活用するとよい。なお、前期研修は、産業医活動を実際に行うために必要な基本的知識を学ぶ入門的な研修であるので、生涯研修と合同で開催することはできない。

2. 実地研修

研修会の実施主体者は、実習、見学の場所の確保に留意するとともに、「認定産業医制度に基づく実地研修のガイドライン」（平成 13 年 10 月 4 日）に沿って企画運営し、実技実習が効率的かつ効果的に行われるよう配慮する必要がある。特に、職場巡視については、事業場の理解を得て実際に集団で職場巡視するとともに、事後の集団討論を介して、問題点の指摘、改善方策の樹立等の実務について実体験をさせるようカリキュラムを策定する。基礎研修（実地研修）と生涯研修（実地研修）と合同した研修会を開催してもよい。（合計 10 単位以上）

3. 後期研修

後期研修は、原則として前期研修を修了した医師を対象とすることが望ましい。研修カリキュラムの策定に際しては、地域の特性を十分に考慮し、標準研修カリキュラムの項目・内容を主題として研修カリキュラムを策定するが、実務的、やや専門的、総括的な内容となるよう配慮する。研修内容によっては、基礎研修（後期研修）と生涯研修（専門研修）と合同した研修会を開催してもよい。しかし、この場合には、研修内容が高いレベルのものであっても、基礎研修（後期研修）受講者が十分理解できるよう平易な講義が行われるよう特に留意する。（合計 26 単位以上）

B 生涯研修カリキュラム

日本医師会認定産業医の資格更新に必要な生涯研修課程は、1. 更新研修、2. 実地研修、3. 専門研修の3つからなる。研修会の実施主体者は、地域の特性を考慮し、研修カリキュラムの種類、項目、修得単位数等を策定する。（5 年間で 20 単位以上）

1. 更新研修

短時間であってもよいが、労働衛生関係法規の改正点、通達の内容等を研修させるようカリキュラムを策定する。

3. 後期研修

後期研修は、原則として前期研修を修了した医師を対象とすることが望ましい。研修カリキュラムの策定に際しては、地域の特性を十分に考慮し、標準研修カリキュラムの項目・内容を主題として研修カリキュラムを策定するが、実務的、やや専門的、総括的な内容となるよう配慮する。研修内容によっては、基礎研修（後期研修）と生涯研修（専門研修）とを合同した研修会を開催してもよい。しかし、この場合には、研修内容が高いレベルのものであっても、基礎研修（後期研修）受講者が十分理解できるよう平易な講義が行われるよう特に留意する。（合計 26 単位以上研修）

B 生涯研修カリキュラム

日本医師会の「認定産業医」の資格更新に必要な生涯研修課程は、1. 更新研修、2. 実地研修、3. 専門研修の3つからなる。研修会の実施主体者は、地域の特性を考慮し、研修カリキュラムの種類、項目、修得単位数等を策定する。（5 年間で 20 単位以上研修）

1. 更新研修

短時間であってもよいが、労働衛生関係法規の改正点、通達の内容等を研修させるようカリキュラムを策定する。

また、今後も労働衛生関係法規の改正が行われ、通達が出された時には、適時、新たなカリキュラムを策定し、更新研修を受講させることが必要である。

2. 実地研修

研修会の実施主体者は、実習、見学の場所の確保に留意するとともに、「実地研修ガイドライン」に沿って企画運営し、実技実習が効率的かつ効果的に行われるよう配慮する必要がある。特に、職場巡視については、事業場の理解を得て実際に集団で職場巡視するとともに、事後の集団討論を介して、問題点の指摘、改善方策の策定等の実務について実体験をさせることが必要である。

3. 専門研修

産業医活動の実際に必要な専門研修カリキュラムは、標準研修カリキュラムの項目・内容のなかから選択し、あるいは、組み合わせて、より実務的な、より専門的な、あるいは、より総合的な研修カリキュラムを策定する。

(カリキュラム詳細省略)

また、今後も労働衛生関係法規の改正が行われ、通達が出された時には、適時、新たなカリキュラムを策定し、更新研修を受講させることが必要である。

2. 実地研修

研修会の実施主体者は、実習、見学の場所の確保に留意するとともに、「認定産業医制度に基づく実地研修のガイドライン」(平成13年10月4日)に沿って企画運営し、実技実習が効率的かつ効果的に行われるよう配慮する必要がある。特に、職場巡視については、事業場の理解を得て実際に集団で職場巡視するとともに、事後の集団討論を介して、問題点の指摘、改善方策の樹立等の実務について実体験をさせることが必要である。

3. 専門研修

産業医活動の実際に必要な専門研修カリキュラムは、標準研修カリキュラムの項目・内容のなかから選択し、あるいは、組み合わせて、より実務的な、より専門的な、あるいは、より総合的な研修カリキュラムを策定する。

(カリキュラム詳細省略)

実地研修ガイドライン

1. これからの実地研修のあり方

21世紀を迎え、日本医師会の産業医学研修を修了した医師数が7万人を超え、また、産業医機能の強化が求められている現状を踏まえると、日本医師会が産業医の実務能力を向上させるために果たすべき役割はますます重要になり、産業医学研修の研修内容には一層の充実が期待されている。

特に、実地研修は、受講者に産業医活動に必要な知識を教育するだけではなく、受講者が主体的に学習し、産業医活動における実務能力を向上させる技術を修得するものであり、内容の充実が図られるべきである。

望ましい実地研修とは、産業現場における実務経験が豊富な指導者による指導の下で、労働現場における観察・測定・評価、事例の対応・指導、専門的情報の収集、教育、プレゼンテーション、関係者との連携などの活動を実際に経験するものである。そして、このような研修が、産業医として遭遇するさまざまな領域の事例に対処する際に応用できるような実習や体験であることが望ましい。また、実地研修においては、配布資料による自習ではなく研修中に学習する内容が中心となることから、受講者が積極的に学習するような参加型の研修になるような工夫が採用されていることが必要である。さらに、実際の現場や産業医等の協力を得た場合には、相手に損害を与えることや迷惑をかけることがないよう

に十分に配慮されなければならない。

そこで、これからの実地研修がより望ましい内容と方法で実施されるよう、実地研修の実施方法として以下の事項を推奨する。

2. 実地研修が備えるべき条件

実地研修を実施するに際しては、受講者の実務能力を向上させるために次の要件を満たすことが望ましい。

- (1) 各受講者が、発言をする機会を設けること。
- (2) 各受講者が、行動や体験をする、またはそれらをまとめる機会を設けること。
- (3) 実例に基づいた内容を検討すること。
- (4) 実務経験が豊かな講師（注1）が指導者として含まれていること。
- (5) 講師と受講者の間で討論や意見交換が行われること。

注1）ここでいう実務経験とは、実地研修の主題についての経験である。例えば、作業環境測定であれば、作業環境測定の有資格者であるだけでなく実際に作業環境測定を実施したことがある者でなければならない。豊かな経験であるかどうかについては、一律に評価することは難しいが、例えば、一般に、常時産業医活動に従事している産業医であれば5年程度を目安とする。

3. 実地研修の形態

実地研修を実施する形態としては、受講者が主体的に学習し参加型となるように配慮する。すなわち、講師が一方的に講演したり、ビデオを放映するだけではなく、以下の形態のいずれかであることが必要である。このうち、（３）視聴覚教材による研修、（４）実技や課題演習による研修、（５）事例検討による研修、（６）教育方法や保健指導の研修については、受講者全員に必ず一度は発言や体験をさせるか、あるいは提出物を求める必要がある。特に、視聴覚教材による研修の場合は、単にビデオを流すような内容では不十分であり、その内容を解説できる講師が、適宜ビデオを止めつつ受講者と討論する形式であることが望ましい。

また、これらの実施形態による望ましい実地研修の例を「7. 実地研修の企画・実施」に示す。

（１）事業場訪問による研修

（２）作業環境測定実習による研修

（３）視聴覚教材による研修

（４）実技や課題演習による研修

（５）事例検討による研修

（６）教育方法や保健指導の研修

4. 実地研修の講師数および受講者数

実地研修を実効あるものとするには、受講者数ごとに一定の講師数を確保しておくことが重要である。そこで、実地研修では、講師1人当たりの受講者数が50名を超えない範囲でできるだけ少人数で実施されることが必要である。実習内容によっては、必要に応じて、実習用の機械・器具等の操作に習熟している者やリーダー（注2）を講師補助者として活用することが望ましい。

注2）（財）産業医学振興財団が都道府県医師会に依頼し養成しているリーダー

5. 実地研修の申請

実地研修を申請する際には、次の内容を記載した書類（別紙様式7）を、添付し申請することとする。

（1）実施形態は、3. の（1）～（6）のいずれの形態をとる研修か

（2）受講者の参加形態として、発言（討論やプレゼンテーションなど）・体験（保護具や測定機器の使用など）・書類提出のいずれを求める研修か

（3）講師数と各講師の指導経験

6. 都道府県産業保健推進センター等への協力要請

地域によって医師会独自に実地研修の機会を設けることが難しい場合には、各都道府県産業保健推進センターに、実地研修に使

用する機材や教材の貸し出し、あるいは研修そのものの共催について、協力を要請することができる。また、同センター相談員や地域産業保健センター登録医の協力を得て、訪問できる事業場を確保できることがある。

7. 実地研修の企画・実施

(1) はじめに

実地研修項目ごとに具体的な実施方法を検討した。なお、各項目ごとに主な対象を示すため、【基礎】、【生涯】の区別を記載してあるので参考にされたい。ただし、これはあくまでも参考であって、実施に当たっては記載と異なった利用の仕方となることもある。

(2) 簡便型機器を用いた環境測定の実習（供覧と実習）

【基礎】

簡便型機器を用いた環境測定実習、環境測定結果の評価を学ぶことは必要である。

以下に挙げる項目については、それぞれ簡便型の測定機器も市販されており、操作性、再現性などが優れているので、研修参加者全員が機器を手にとって実際に実習することが望ましい。

測定原理の理解と測定法の修得とを実習の目的とする実習に際しては、機器の説明書を編集して簡単な指導書を作成、配布

するとよい。

実習に用いる器材については、地元大学医学部、医科大学に
機器貸出の協力を得るほか、産業保健推進センターに整備され
た器材を利用するとよい。

1) 温熱（温度、湿度、気流、輻射熱）

アウグスト乾湿温度計、アスマン通風温湿度計、熱線風速
計、黒球温度計、熱電対輻射計など

2) 騒音

実時間オクターブ騒音分析計、積分型騒音計（等価騒音レ
ベル）など

3) 振動

工具振動レベル計など

4) 照度

セレン光電池照度計、有害紫外放射線測定器など

5) 粉じん

デジタル粉じん計など

6) 有害ガス・蒸気

ガス検知器（真空法）、ガスバッジなどの個人サンプラー
など

（3）環境測定結果の評価法

環境測定結果を正しく評価するためには、単に測定法を修
得するだけでは不十分である。したがって、実際に現場に器材

を持ち出して測定し、測定計画の立案（単位作業場と測定点の決定など）や測定結果に含まれる誤差の理解などを体得する。
さらに、A測定、B測定の意味を十分に理解したうえで、作業現場の実態と測定結果の関連妥当性についての判断力をも修得する。

1) 「(2) 簡便型機器を用いた環境測定の室内実習」に掲げた項目の野外調査とその評価（実習と討論）【基礎】

製鋼工場のように高温、異常光線、粉じん、騒音など有害な作業環境項目が多い事業場で測定実習ができればこれほど望ましいことはないが、一般の事業場であっても建物内のボイラー室、コンプレッサー室など幾つかの有害環境職場もある。また、単純に事業場衛生基準規則にそった測定を行うのであれば、普通の事務所、会議室などでも温度差、照度などの測定や冷暖房などの適否などについて検討することもできるので、十分に実習の目的を達成することができる。

また、単に作業環境の測定実習をするだけでなく、労働衛生コンサルタントなどの指導者を交え、その測定結果について討論を行うことが必要である。

2) 作業環境測定結果報告書を用いた事例研究（実習）【生涯】

地元の労働衛生機関や事業場の協力を得て、幾つかの事例を集めておくとよい。産業医は作業環境測定士の作業環境測

定結果報告書の内容を総合的に評価することが求められているので、作業環境測定士の作成した報告書の読み方について実習と討論を行うことが必要である。

3) 生物学的モニタリング結果と作業環境測定結果の関連性に関する事例研究（実習）【生涯】

管内事業場の有害物取扱い職場で行われた作業環境測定結果（A測定、B測定）、パーソナルサンプラーによる測定結果、生物学的モニタリング結果のデータを提供して貰い検討する。

（4）特殊健診

特殊健診実施対象事業場、受診労働者数の多いのは有機溶剤、特定化学物質、電離放射線、鉛、キーパンチ・VDT、騒音、紫外線・赤外線、振動職場などであるが、すべての産業医は特殊健診の該当職場を担当するのではないので、これらすべてが必須とはいえない。地域における産業の特殊性を考慮して、以下の実習を選んで行うのがよい。測定機器をもっている産業保健推進センター、大学医学部・医科大学、また、測定機関に依頼して産業医の生涯研修として、適宜、実施するとよい。

1) じん肺フィルムの読影（実習）【基礎・生涯】

市販の標準フィルムや図解写真集を利用して読影実習を実施する。労災病院から指導者を招くことが可能であれば、種々のじん肺フィルムを用いた実習も可能となろう。

2) 肺機能検査法（実習）【基礎・生涯】

肺活量、努力性肺活量（フローボリューム曲線）の検査は、被検者だけでなく検者の技術が測定結果を左右するので、参加者すべてが実際に機器を用いて実習しておく必要がある。

3) 聴力検査法（実習）【基礎・生涯】

オーディオメーターを用いた聴力検査も、正確な検査を行うためには検者自身が検査に慣れておく必要がある。自動化の程度が異なる種々の機器があるが、できるだけ参加者すべてが実際に機器を用いて実習しておくといよい。

オーディオメーターを用いた聴力検査の指導は地域の耳鼻科専門医に依頼するといよい。

4) 振動病検査法（実習）【基礎・生涯】

比較的簡便にしかも客観的に振動障害を判別できる振動感覚計が利用できるようになったので、郵便配達者、山林労働者、土木工事労働者の産業保健活動を行う地域では振動感覚計を用いた実習を行うことも必要であろう。

5) 頸肩腕障害検診手技（実習）【基礎・生涯】

キーパンチャー、タイピスト、コンピュータ・ワープロ使用者、保母やコンベア流れ作業者などにも頸肩腕障害が見られるので、頸肩腕障害の他覚検査手技に習熟すべき産業医も増えていると考えられている。

6) VDT健診（実習）【基礎・生涯】

VDT作業はどの地域にでもあるので、どのような検査をするのかを知っておくために、視機能検査、問診、質問紙、上記頸肩腕障害の他覚検査などを経験しておく。

7) 有機溶剤、金属取扱い作業者の特殊健診（生物学的モニタリング）（供覧と実習）【基礎・生涯】

有害な有機溶剤、金属取扱い作業者については尿や血液中の代謝物や金属を測定して曝露の程度を判断することがある。細かな測定技術についての研修は必要ないが、作業から採取された尿や血液などがどのように処理され、測定されるかについて知っておくと、測定結果の判定に役立つ。したがって、大学医学部・医科大学、測定機関で実習を行う場合には、高速液体クロマトグラフ、ガスクロマトグラフ、原子吸光分光光度計などを供覧すれば、どのようにしてデータが出てくるのかを知るうえで有益である。

8) 疲労調査（実習）【基礎・生涯】

フリッカー、タッピング、膝蓋腱反射閾値、触覚二点弁別値、連続色名呼称などを用いた疲労検査について経験しておく。

9) 調査票の利用（実習）【生涯】（（9）調査研究の企画法で一部再掲）

日本産業衛生学会・疲労調査票、BMRC（British Medical Research Council）呼吸器症状問診票、頸肩腕障害自覚症状

調査票、振動障害自覚症状調査票を用いた調査などがある。

10) 問診・面接・診察（供覧と実習）【基礎・生涯】

特殊健診における問診・面接・診察で必須の技術である業務歴の聴取、作業方法や保護具の着用状況の確認、有害要因による健康影響を観察するための特有の診察手技、リスク・コミュニケーションの実際について、演習を行う。【基礎・生涯】

11) 有所見・就業区分の判定と事後措置（供覧と実習）

特殊健診における有所見や就業区分の判定の実際について、考え方、収集すべき情報、判断の根拠、配慮すべき事項などよりよい事後措置を進めるために必要な技術について、演習を行う。

(5) 健診データの解析

健診データを解析することは産業医活動には必須であるにもかかわらず、馴染み難い技術の一つでもある。しかし、最近はパーソナルコンピュータが普及して、解析も容易で極めて身近な技術となっている。

1) 疫学に関する基礎知識（実習）【基礎・生涯】

①健診項目の有効性（敏感度、特異度）

糖尿病、冠動脈疾患、胃がんなどについての検討

②健診項目の決定

③健診結果の解析から今後の健康管理戦略を決定する手順

2) パーソナルコンピュータによる情報処理（供覧と実習）

【基礎・生涯】

①少数の健診データをパーソナルコンピュータに入力してデータファイルを作成。

②予め用意された大量データのデータファイルを用いて統計処理をするなど、データの入力、解析を実際に体験する。

3) 事例による集団データの比較（供覧と実習）【基礎・生涯】

集計された表を用いて、集団間の比較を行う簡単な統計学的手法を実際に体験する。

(6) 保健指導の方法

1) 保健指導・面談の方法（供覧と実習）【生涯】

保健指導や面談のための教材を提示するとともに、事例検討などの方法により、実践力を養う。

2) 適正配置事例検討（供覧と実習）【生涯】

健康診断後の適正配置

復職面接後の適正配置

安全配慮義務とプライバシーなど

(7) 職場巡視

単なる職場見学に終始しては十分な研修効果は上がらない。職場巡視は産業医活動にとって最も重要な職務であるので、目的を明確にした研修となるよう立案する。

1) チェックリストを用いた一般的な職場巡視（見学と討論）

【基礎】

初心者向けの「職場巡視」の研修では、実習目的に応じたチェックリストを配布し、これに記載させる。しかし、標準的なチェックリストも同時に教材として配っておくことも必要であろう。

巡視の後、必ず討論の時間を設ける。しかし、巡視した事業場内で討論をする場合には、事業場の担当者が同席しているので疑問点は即座に明快な解決はできるが、自由な討論をすることが難しいので事業場外に討論の場を設定して議論してもよい。

一度に多人数の巡視を行おうとすると、実習事業場が大企業や作業環境の良好な事業場に偏りがちになるので、地域産業保健センターが地元の労働衛生コンサルタントを指導者とした数人程度の小グループによる職場巡視研修をより多くすべきかもしれない。なお、地域産業保健センターにおける個別訪問産業保健指導を認定産業医制度の实地研修として実施する場合は、「日本医師会認定産業医制度実施に当たっての留意事項－その８－（平成6年12月9日）」にそって実施することが必要である。

また、事業場の衛生管理者、保健師、作業環境測定士などの参加を求めて、より広い立場から、これらの職種と協調し

ながらどのように産業医活動を展開すべきかを学ぶことも必要であろう。

2) 特定目的の職場巡視（見学・実習と討論）【生涯】

一般巡視がある程度終了した産業医を対象とした特定目的の巡視を行う。この研修には、労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）、作業環境測定士、また、作業条件の改善に長けた労働衛生コンサルタント（保健衛生）を指導者として、職場巡視と環境測定結果を対比させながら、どのように職場環境・作業条件を評価し、改善するかを学習する。

①局所排気装置の評価（実習と討論）

②作業条件の評価（見学と討論）

③安全管理の評価（見学と討論）

④保護具の正しい着用、管理

粉じん・騒音・有害ガスなどの有害職場で用いられる保護具の正しい脱着・着用、使用制限（破過時間）、保護具の保管箱・保管方法・保管場所などについても学習する。

3) ケーススタディ（モデルを用いた議論）【生涯】

教育技法に長けた適切な指導者がいる場合には、スライド・ビデオなどを供覧しながら、労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）、作業環境測定士、また、作業条件の改善に長けた労働衛生コンサルタント（保健衛生）と論議しながら、評価、改善方法などを出席者に学ばせることも可能である。

教材の開発と教育技法の向上とが望まれる。

(8) 労働衛生管理組織

労働衛生管理組織における産業医の役割について、ロールプレイの実施やビデオなどの視聴覚教材を使用することにより、安全衛生委員会や従業員の労働衛生教育の実際を理解する（供覧と実習）【生涯】

産業医と労使との立場、産業保健専門職の指導や組織管理、安全衛生委員会、健康情報の管理、産業保健専門職の倫理などについて理解する。

(9) 調査研究の企画法

産業医にとって受持ち職場に発生した問題の原因調査や集団の特徴把握の手法を持つことが望ましい。

1) 質問紙調査法（供覧と実習）【基礎・生涯】

各種の市販の質問紙の特徴や使用法を知り、独自の質問紙を実際に作成しその問題点を討議する。

なお、一般的によく用いられている質問票には、労働省作業関連疾患の予防に関する研究班職業性ストレス簡易調査票、GHQ（General Health Questionnaire）健康調査票、JCQ（Job Content Questionnaire）、CES-D（Center for Epidemiologic Studies Depression Scale）、日本産業衛生学会疲労調査票、頸肩腕障害自覚症状調査票、振動障害自覚症状調査票などがある。

2) 事例課題による企画法（供覧と実習）【生涯】

指導者の下で、観察法ごとに標準化や測定誤差の検討、調査対象数の決定法、結果の評価法を各自が作成し、その結果について討論する。

(10) 事例研究（報告と討論）【基礎・生涯】

地域産業保健センターの産業医グループなどが、個人が経験した事例を提示して議論する。発表を担当した産業医、議論に加わった産業医の資質向上が図られるとともに、新たに認定産業医を目指す医師に対する実地研修としても効果的である。事業場の衛生管理者、保健師、作業環境測定士などの関連他職種の議論参加があれば、総合的な産業保健活動学習の場ともなろう。

小規模事業場の調査事例報告書は一部の大学医学部、医科大学では毎年編纂されてはいるが公刊されたものはなく、写真、図表などの資料が多く質の高い事例集の発刊が望まれる。また、ビデオ、スライド集が入手できると研修には便利であろう。

なお、これらの事例研究による学習はいまだ研修手技が確立していないので、今後事例報告の方法、質疑応答、コメントターの資質、研修成果の評価法などをまとめた手引書を作成し、効果が十分に上がるような方法で行わなければならないので、事例研究による研修単位認定については別途検討

する必要がある。

1) 職業性疾患事例検討

2) 病欠者復職判定事例

3) 産業医活動報告

4) 健康診断の疫学的解析報告

5) 課題解決型調査報告

6) 環境改善事例

7) 作業改善事例

8) 健康教育事例

9) その他新企画事例

(11) 健康増進【生涯】

当分の間は、中央労働災害防止協会が確立した一定の方式を踏襲する。THPサービス機関で実習の指導を受けるのも一つの方法であろう。

1) カウンセリング法（供覧と実習）

2) 運動処方（供覧と実習）

3) 自律訓練法（供覧と実習）

4) 健康教育法（供覧と実習）

(12) 救急処置（人形モデルを用いた実習またはVDT教材の活用）

【基礎・生涯】

1) 人工呼吸（供覧と実習）

2) 外科的処置

3) 内科的処置

4) 急性中毒の処置

(13) 集団教育の技法【基礎・生涯】

労働衛生教育や健康教育について、企画、実施方法、実施内容、プレゼンテーション技術などについての実践力を養う。

(14) 実地研修の好事例

1) 視聴覚教材による研修

事業場内外の巡視をする範囲をビデオに撮影する。当該事業場の製品、原料、製造工程、従業員数、組織を提示する。想定される有害要因およびそれらに対する対策を検討する。また、産業医としてとるべき行動や助言・指導のあり方や内容について検討する。業種・業態の異なる事業場についてもこのようなビデオを撮影し、同様の演習を行う。

2) 実技や課題演習による研修

①じん肺管理区分が決定したじん肺患者のレントゲン写真とじん肺判定用の基準フィルムをシャーカステンに掲示し、受講者に判定させる。講師が、正しい読影結果とそれに至る考え方や方法を示す。じん肺判定後にじん肺健康診断結果個人票を記入させ、労働局に提出する書類を準備させるなど事後手続きについての指導を行う。

②健康診断や作業環境測定の結果について個別実例を提示する。健康診断については、受講者ごとに有所見を判定

させ就業区分を決定させる。作業環境測定については、
受講者ごとに産業医コメント欄に記入させる。受講者を
小集団に分け、各自が判定した根拠や考え方を発表し合
う。また、よりよい事後措置を実施するために必要な情
報について検討する。

3) 事例検討による研修の例

地域産業保健センターの登録医が、相談を受けた事例のう
ち当該事業場の了解が得られたものについて、スライドや現
場再現図を作成する。相談や対応した内容を業種別や有害業
務別などに体系的に整理する。これらの教材を用いて事例の
背景に関する説明を受けた後、実際に産業医が対応すべき
内容や、その際に困難が予想される点などについて受講者と
討議を行う。

4) 教育方法や保健指導の研修の例

受講者を5人ごとの小集団に分ける。各小集団ごとに主題を決め、
それぞれについて各グループに順に登壇させ、他の小集団の前で、
プレゼンテーションを行う。その際、発表者、司会者、記録者な
どの機能を小集団内で分担する。また、他の小集団の発表につい
て評価し、改善点などについて講師の指導を受ける。

手続き等に用いる諸様式

改定	現行
様式1 日本医師会認定産業医新規申請書	様式1 日本医師会認定産業医新規申請書
様式2 日本医師会認定産業医（新規）申請者一覧表	
様式3 認定証	様式2 認定証
様式4 認定証再発行願い	
様式5 日本医師会認定産業医制度産業医学研修会申請書・報告書	様式3 日本医師会認定産業医制度産業医学研修会申請書・報告書
様式6 日本医師会認定産業医更新申請書	
様式7 日本医師会認定産業医（更新）申請者一覧表	様式4 日本医師会認定産業医更新申請書
様式8 実地研修添付文書	

様式1 日本医師会認定産業医新規申請書（現行）

日本医師会認定産業医新規申請書

日本医師会 用

日本医師会長 殿

日本医師会認定産業医制度における認定を受けたいので 研修記録に審査・登録料を添えて申請いたします。

申請する都道府県 都道府県 氏名 印

この欄は記入しないで下さい。

認定証番号： 有効期限：

太枠線内に必ず記入して下さい。

1. 医師登録番号		2. 医師登録日	1. 明治 3. 昭和	2. 大正 4. 平成	年	月	日
3. フリガナ							
4. 申請者氏名	姓		名				
5. 性別	1. 男 2. 女	6. 生年月日	1. 明治 3. 昭和	2. 大正 4. 平成	年	月	日
7. 開業・勤務の別	1. 開業 2. 勤務 3. その他						

8. 所属施設名							
9. 施設所在地	TEL		FAX				
	都道府県						
10. 自宅現住所	TEL		FAX				
	都道府県						

11. E-MAILアドレス

12. 診療科目 あなたの取り扱う 診療科目を10科目 内で裏りに○をつ けてください。	I	01 内科	02 呼吸器科	03 心療内科	04 消化器科	05 胃腸科
		06 循環器科	07 アレルギー科	08 リウマチ科	09 小児科	10 精神神経科
		11 精神科	12 神経科	13 神経内科		
	II	20 外科	21 整形外科	22 形成外科	23 美容外科	24 脳神経外科
		25 呼吸器外科	26 心臓血管外科	27 小児外科	28 性病科	29 小児科
	30 産婦人科	31 産科	32 婦人科	33 産科	34 耳鼻咽喉科	
	35 気管食道科	36 皮膚科	37 ひん臓科	38 皮膚ひん臓科		
III	50 リハビリテーション科	51 放射線科	52 麻酔科	59 全科		
IV	80 その他()					
V	99 無					

13. 産業医活動	1. している 2. していない
14. 嘱託事業場数(専属含む)	ヶ所

15. 事業場	
事業場名：	
TEL	FAX
産業医区分 1. 嘱託 2. 専属	
事業場名：	
TEL	FAX
産業医区分 1. 嘱託 2. 専属	

16. 労働衛生コンサルタント	1. 有 2. 無
-----------------	-----------

様式1 日本医師会認定産業医新規申請書（改定）

日本医師会認定産業医新規申請書

日本医師会 用

日本医師会長 殿

日本医師会認定産業医制度における認定を受けたいので、研修記録に審査・登録料を添えて申請いたします。

申請する都道府県	都道府県	氏名	印
----------	------	----	---

この欄は記入しないで下さい。	
認定証番号：	有効期限：

太枠線内に必ず記入して下さい。

1. 医師登録番号	2. 医師登録日	1. 明治 3. 昭和	2. 大正 4. 平成	年	月	日
3. フリガナ						
4. 申請者氏名	姓 名					
5. 性別	1. 男 2. 女	6. 生年月日	1. 明治 3. 昭和	2. 大正 4. 平成	年	月 日
7. 開業・勤務の別	1. 開業 2. 勤務 3. その他					

8. 所属施設名						
9. 施設所在地	TEL	FAX				
	都道府県					
10. 自宅現住所	TEL	FAX				
	都道府県					

11. E-MAILアドレス	
----------------	--

12. 診療科目 あなたの取り扱う 診療科目を10科目 内で番号に○をつ けてください。	I	01:内科	02:呼吸器内科	03:循環器内科	04:消化器内科 (胃腸内科)	05:腎臓内科	06:神経内科
	II	07:糖尿病内科 (内分泌科)	08:血液内科	09:皮膚科	10:アレルギー科	11:リウマチ科	12:感染症内科
		13:小児科	14:精神科	15:小児内科	23:乳腺外科	24:気管食道外科	25:消化器外科 (胃腸外科)
	20:外科	21:呼吸器外科	22:循環器外科 (心臓血管外科)	26:泌尿器科	27:肛門外科	28:脳神経外科	29:整形外科
III	32:眼科	33:耳鼻いんこう科	34:小児外科	35:産婦人科	36:産科	37:婦人科	
	50:リハビリテーション科	51:放射線科	52:麻酔科	53:病理診断科	54:臨床検査科	55:診療科	
IV	60:臨床研修医	61:全科	80:その他()	99:無			

13. 産業医活動	1. している 2. していない
14. 嘱託事業場数(専属含む)	ヶ所

「13. 産業医活動」で「1. している」を選択した場合は、以下の項目も記入してください。

15. 事業場	
事業場名：	
TEL ()	FAX ()
産業医区分 1. 嘱託 2. 専属	
事業場名：	
TEL ()	FAX ()
産業医区分 1. 嘱託 2. 専属	
16. 労働衛生コンサルタント 1. 有 2. 無	

様式2 日本医師会認定産業医（新規）申請者一覧表

日本医師会認定産業医（新規）申請者一覧表

日本医師会長 殿 年 月 日

下記のとおり申請いたします。

医師会長 印

基礎研修修了者名	基 礎 研 修*								実地	後期	産医大 基 本 講 座	認定証番号***
	前 期											
	1	2	3	4	5	6	7	8				
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

* 基礎研修欄には修了単位数を記入して下さい。
注：基礎・前期の番号は、1.総論2.健康管理3.メンタルヘルス対策4.健康保持増進5.作業環境管理6.作業管理
7.有害業務管理8.産業医活動の実践
** 産業医科大学の産業医学基本講座修了者は○印をして下さい。
*** 認定証番号欄は記入しないで下さい。

証

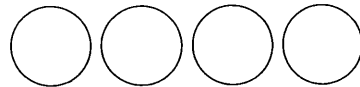
殿

あなたは日本医師会認定産業医
であることを証します。

認定年月日 平成○年○月○日

認定有効期限 平成○年○月○日

日本医師会長



この証は第 ○○○○○○○○ 号をもって日本医師会の
原簿に登録した

日本医師会事務局長

証

殿

あなたは日本医師会認定産業医
であることを証します。

認定年月日 平成○年○月○日

認定有効期限 平成○年○月○日

日本医師会長



この証は第 ○○○○○○○○ 号をもって日本医師会の
原簿に登録した

日本医師会事務局長

様式4 認定証再発行願い

認定証再発行願い

日本医師会地域医療第2課御中

申込年月日 平成 年 月 日

(再発行依頼者名)

医師会

認定産業医名

認定証番号： 第 号

有効期間： 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

再発行の理由

再発行認定証送付先住所

〒

日本医師会 記入欄	受 付 日	送 付 日	担当者名
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	

日本医師会認定産業医制度産業医学研修会申請書・報告書

平成 年 月 日

日本医師会会長殿

医師会長

0 0 0 0 印

1. 主催 (共催)	医師会 (共催) 連絡先		医師会 (共催) 連絡先
2. 開催日	平成 年 月 日		平成 年 月 日
3. 開催場所			
4. 時間	: ~ :		: ~ :
5. 研修 テーマ	講師名 (肩書)		講師名 (肩書)
6. 単 位 数	前*	単位 ()	単位 ()
	基礎	単位	単位
	実	単位	単位
	後	単位	単位
	生涯	単位	単位
	更	単位	単位
7. 受講人数 **	人		人
8. 受講資格 **			
9. 受講料 **			
10. 修了者数 ***	基礎: 人	生涯: 人	基礎: 人 生涯: 人

* 前期研修の場合は、単位数を記入し、() 内に項目 (1. 総論、2. 健康管理、3. メンタルヘルスケア概論、4. 健康保持増進、5. 作業環境管理、6. 作業管理、7. 有害業務管理、8. 産業医活動の実際) の番号を記入して下さい。
 ** 受講人数、受講資格、受講料に差がある場合は、明記して下さい。
 *** 修了者数は、研修終了後2ヶ月以内に本用紙に記入し、日本医師会へ報告して下さい。
 同時に抄録等添付して下さい。

日本医師会認定産業医制度産業医学研修会申請書・報告書

平成 年 月 日

日本医師会長殿

医師会長

〇 〇 〇 〇 印

1. 主催 (共催)		(共催) 連絡先 TEL	医師会
2. 開催日		平成 年 月 日	医師会
3. 開催場所		連絡先 TEL	医師会
4. 時間		平成 年 月 日	医師会
5. 研修 テーマ		講師名 (肩書き)	講師名 (肩書き)
6. 単 位 数	前*	単位 ()	単位 ()
	基礎 実 後	単位	単位
	更	単位	単位
	生涯 実 専	単位	単位
		単位	単位
7. 受講人数 *2		人	人
8. 受講資格 *2			
9. 受講料 *2			
10. 収支 *3		収入: 支出:	収入: 支出:
11. 修了者数		基礎: 生涯:	基礎: 生涯:

*1: 前期研修の場合は、単位数を記入し、() 内に項目 (1. 総論、2. 健康管理、3. メンタルヘルス対策、4. 健康保持増進、5. 作業環境管理、6. 作業管理、7. 有言業務管理、8. 産業医活動の実践) の番号を記入して下さい。
 *2: 受講人数、受講資格、受講料に差がある場合は、明記して下さい。
 *3: 収支は、無料の研修会であっても基礎研修の単位がとれる研修会に必ず報告して下さい。各研修会の収入、支出の合計を記入して下さい。

様式4 日本医師会認定産業医更新申請書（現行）

日本医師会認定産業医更新申請書

日本医師会用

日本医師会認定産業医制度における認定の更新を受けたいので、研修記録に審査・登録料を添えて申請いたします。

申請する都道府県 都道府県 氏名 印

1～13の項目は打ち出し内容に変更、訂正のある場合のみ記入して下さい。

この欄は記入しないで下さい。	
認定証番号：	有効期限：

1. 申請者氏名：		
	姓	名

2. 性別：	1. 男	2. 女
--------	------	------

3. 生年月日：	1. 明治 3. 昭和	2. 大正 4. 平成		年		月		日
----------	----------------	----------------	--	---	--	---	--	---

4. 医籍登录番号：	第								号
------------	---	--	--	--	--	--	--	--	---

5.医籍登録日:	1.明治 3.昭和	2.大正 4.平成			年		月		日
----------	--------------	--------------	--	--	---	--	---	--	---

6.開業・勤務の別：	1. 開業	2. 勤務	3. その他
------------	-------	-------	--------

7. 所屬施設名:

--

8. 施設所在地：

TEL						()	FAX	()
			-					

[illegible]

9. 自毛現住所:

TEL	()	FAX	()
	-		

[illegible]

10. E-Mail アドレス:

11.診療科目：											
あなたの取 り扱う診療 科目の番号 を10科目内 で○で選ん で下さい。	I	01	内科	02	呼吸器科	03	心療内科	04	消化器科	05	腎臓科
		06	循環器科	07	アレルギー科	08	リウマチ科	09	小児科	10	精神神経科
		11	神経科	12	泌尿科	13	神経内科				
	II	20	外科	21	整形外科	22	形成外科	23	美容外科	24	脳神経外科
		25	呼吸器外科	26	心臓血管外科	27	小児外科	28	性腺科	29	こう門科
		30	産婦人科	31	産科	32	婦人科	33	眼科	34	耳鼻咽喉科
	III	35	気管食道科	36	皮膚科	37	泌尿器科	38	皮膚泌尿器科		
		50	リハビリテーション科	51	放射線科	52	麻酔科	59	全科		
		IV	80	その他（	）						
	V	99	無								

12. 産業医活動:	1. している 2. していない
13. 福祉事業場数 (専属含tr):	ヶ所

以下の項目は必ず記入して下さい。

14. 事業場

調査場名	
------	--

TEL	()	FAX	()
-----	-----	-----	-----

			-						
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

[illegible]

産業区分	1. 嚙託	2. 専属
------	-------	-------

事業場名：

TEL	()	FAX	()
-----	-----	-----	-----

[illegible]

産業区分	1. 嘱託 2. 専属
------	------------------

15. 労働衛生コンクリート試験	1 満	2 優
------------------	-----	-----

15. 労働衛生コンサルタント資格	1. 月	2. 年
-------------------	------	------

様式6 日本医師会認定産業医更新申請書 (改定)

日本医師会認定産業医更新申請書

日本医師会
用

日本医師会認定産業医制度における認定の更新を受けたいので、研修記録に審査・登録料を添えて申請いたします。

申請する都道府県 都道府県 氏名 印

1～13の項目は打ち出し内容に変更、訂正のある場合のみ記入して下さい。

この欄は記入しないで下さい。	
認定証番号：	有効期限：
1. 申請者氏名：	姓 名
2. 性別：	1. 男 2. 女
3. 生年月日：	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 年 月 日
4. 医籍登録番号：	第 号
5. 医籍登録日：	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 年 月 日
6. 開業・勤務の別：	1. 開業 2. 勤務 3. その他
7. 所属施設名：	
TEL () FAX ()	
8. 施設所在地：	
TEL () FAX ()	
9. 自宅現住所：	
TEL () FAX ()	

10. E-Mailアドレス：

11. 診療科目：

あなたの取り扱う診療科目の番号を10科目内で○で囲んで下さい。	I	01 内科	02 呼吸器内科	03 循環器内科	04 消化器内科 (消化器科)	05 腎臓内科	06 泌尿器内科
		07 耳鼻咽喉科 (耳鼻咽喉科)	08 血液内科	09 皮膚科	10 アレルギー科	11 リウマチ科	12 感染症内科
		13 小児科	14 精神科	15 心療内科			
	II	20 外科	21 呼吸器外科	22 消化器外科 (消化器科)	23 乳腺外科	24 泌尿器外科 (泌尿器科)	25 消化器外科 (消化器科)
	26 泌尿器科	27 肛門外科	28 脳神経外科	29 整形外科	30 形成外科	31 美容外科	
	32 眼科	33 耳鼻いんこう科	34 小児外科	35 産婦人科	36 産科	37 婦人科	
III	50 リハビリテーション科	51 放射線科	52 麻酔科	53 病理診断科	54 臨床検査科	55 救急科	
IV	60 臨床研修医	61 全科	80 その他 ()			99 無	

12. 産業医活動： 1. している 2. していない

13. 嘱託事業場数(専属含む)： ケ所

「12. 産業医活動」で「1. している」を選択した場合は、以下の項目も記入してください。

14. 事業場

事業場名：

TEL () FAX ()

TEL () FAX ()

産業医区分 1. 嘱託 2. 専属

事業場名：

TEL () FAX ()

TEL () FAX ()

産業医区分 1. 嘱託 2. 専属

15. 労働衛生コンサルタント資格 1. 有 2. 無

様式7 日本医師会認定産業医（更新）申請者一覧表

日本医師会認定産業医（更新）申請者一覧表

日本医師会長 殿

年 月 日

下記のとおり申請いたします。

医師会長

印

	生涯研修修了者名	生涯研修*				認定証番号**
		更新	実地	専門	合計	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

* 生涯研修欄には修了単位数を記入して下さい。

** 認定証番号を必ず記入して下さい。

様式8 実地研修添付文書

日本医師会認定産業医制度

産業医学研修会（実地研修会）添付文書

(別紙〇〇)

1. 研修テーマ	
2. 研修形態 (該当項目の番号 を○で囲む)	1. 事業場訪問による研修 2. 作業環境測定実習による研修 3. 視聴覚教材による研修 4. 実技や課題演習による研修 5. 事例検討による研修 6. 教育や保健指導などの研修
3. 研修の参加形態 (該当項目の番号を ○で囲む。複数可。 方法を()の中へ詳しく 記入)	1. 受講者に発言を求める 2. 受講者に体験を求める 3. 受講者に書類の提出を求める (方法 :)
4. 講師数	名
5. 講師名 (役職)	(役職 :)
6. 講師の実務経験	1. 産業医経験 年 2. 教育経験 年 3. その他の実務経験 年(内容 :)

★なお、実地研修の申請にあたっては、本用紙に該当する研修テーマ等必要事項を記入し、産業医学研修会申請書・報告書(様式3)に添付して下さい。その際、様式3の「5. 研修テーマ」欄については、講師名(肩書き)は記入せず、その欄中に別紙〇〇と記入して、該当する本用紙に別紙〇〇と明記して下さい。

★講師数が、複数の場合は、本用紙の5、6の欄を増やして記入して下さい。

認定産業医新規申請書・申請者一覧表(新規・更新)
産業医学研修手帳(Ⅰ)・認定産業医の手引の送付依頼書

_____ 医師会 (担当者)	申込年月日 平成 年 月 日		
認定産業医新規申請書	部		
(新規)申請者一覧表	部		
(更新)申請者一覧表	部		
産業医学研修手帳(Ⅰ)	冊		
認定産業医の手引	部		
日本医師会 記入欄	受付日	送付日	担当者名
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	